

鴻介第73号

令和6年4月5日

介護保険施設・事業所等 管理者 様

鴻巣市健康福祉部介護保険課長 宮澤 多喜也

令和6年度以降の新型コロナウイルス感染症に関する報告について

日頃より、本市の介護保険行政の推進に際し、ご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、令和5年8月に発出した鴻介第1069号にて施設等において、2人以上の新型コロナウイルス感染症が発生した際には、介護保険課まで報告をお願いしているところではございますが、その取扱いを下記のとおり変更いたしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 報告を要するケース：10人以上の感染が確認された場合
2. 提出する書類：事故報告書
(通常の事故報告と異なり、第一報のみとし、再発防止策等の提出の必要はありません。)
3. 本取扱いの適用開始日：令和6年4月6日

【問い合わせ】

事業者担当 島村 郁生

TEL：048-541-1321（内線2664）

E-mail：kaigo@city.kounosu.saitama.jp